



平成28年度大阪府登録文化財所有者の会総会（第12回）レポート

日時 平成28年6月5日（日） 13:00～19:30

会場 河内長野市 南天苑（登録有形文化財）

次第 第1部 13:00～15:30（参加者35名）

・視察会 長野神社（重要文化財）、西條合資会社旧店舗（登録有形文化財）

第2部 15:30～17:00（参加者37名）

・通常総会 来賓 河内長野市 教育委員会 教育長 和田 栄氏
 大阪府教育庁 文化財保護課 課長補佐 地村邦夫氏
 愛知県国登録文化財建造物所有者の会会長 長谷川良夫氏
 会長挨拶 別所俊顕

議案 H27年度 事業経過報告、決算および監査報告

議案 H28年度 事業計画、予算、役員の変更

・討論会 「登録文化財の活用手法と話題」

1、南天苑での取り組みと現状

・南天苑での経緯について 榑 南天苑 代表取締役 山崎一弘氏

・南天苑での「あまみ温泉 南天苑ファンド」について

ミュージックセキュリティーズ株式会社 西日本支社長 杉山章子氏

2、天野酒旧店舗の活用について 大阪府 Heritage マネージャー 窪添正昭氏

3、歴史的建築物の資金調達事例について 大阪府 Heritage マネージャー 分田よしこ氏

4、河内長野市の文化財と植物性修復資材 元河内長野市文化財担当 尾谷雅彦氏

第3部 17:00～19:30 懇親会 南天苑（参加者32名）

<視察会>

大阪府内でも文化財の宝庫といわれる河内長野市で総会を開催しました。河内長野市は、天見川や石川の水上交通の交流地点であり、上流で伐採された木材の収集場所として栄え、高野街道を通じ、世界遺産である高野山への重要な拠点となっております。鉄道も南海高野線と近鉄長野線が河内長野で合流し、南海高野線は、2016年のNHKの大河ドラマ「真田丸」ブームで多くのお客さんを高野山まで運びました。

総会に先立ち、重要文化財である長野神社、天野酒で有名な登録有形文化財である西條合資会社旧店舗等を視察した後、電車で総会会場の



長野神社

南天苑まで移動しました。南天苑も登録有形文

化財であり、総会前に見学させていただけました。

【重要文化財 長野神社】

長野神社の本殿は、重要文化財で室町時代後期天文12年(1543)頃の建築とされています。建物形式は、一間社流造りで、正面に千鳥破風と軒唐破風を配し、屋根は、檜皮葺きです。この神社の名称は、江戸時代中期まで、「木屋堂(こやど)宮」または「牛頭天王宮」と呼ばれていましたが、慶応4年(1868)に長野神社に改称されました。木屋堂とは、木材の収集場所のことで、ここから水路、陸路を通り、近畿各地に出荷されたと考えられます。また、境内には、カヤの古木があり、幹回り4m、高さ17mもあり、大阪府内最大で、大阪府の天然記念物になっています。

河内長野市で文化財行政を牽引してきた尾谷雅彦氏の説明のなかで「市には茅葺等の建物が多くあり、30~40年に葺き替え等を行わなければならない、毎年、1棟ずつするのが、精一杯である」という事情に、文化財保護行政の困難さを感じました。(p8 参照)

【登録有形文化財 西條合資会社旧店舗】



蛍の宴の会場で講演する西條陽三氏

銘酒天野酒で知られている西條合資会社旧店舗は、旧高野街道に面し、酒造業を営む商家です。天野酒は、室町時代から戦国時代にかけて、天野山金剛寺で造られ、当時の武将が好んだ僧坊酒で、豊臣秀吉はこの酒を特に愛でて金剛寺

に良酒専念を命ずる「朱印状」を下付したというもので、それを近年、西條蔵で復活させたのです。この蔵は2階に五つの虫籠窓連ねられ酒屋にふさわしい風格を備えています。

当主の西條陽三氏は、酒造業の経営再建を成し遂げると共に、地域の街おこしにも貢献しておられ、6月に「蛍の宴」、10月に「奥河内コレクション」、11月に近隣住民による「杉玉づくり」などを先導しておられます。西條氏のお話は、軽快で人を引き込む魅力があります。

出店ひとつにしても、ありきたりものではなく、最上級のものを地域に提供し、地域住民に喜んでもらいたいという姿勢には、感銘を受けました。また、10頁に記したように、登録有形文化財を活用にも尽力されています。

【登録有形文化財 南天苑本館】

南天苑は河内長野市の山間部にある天見温泉の料理旅館で昭和24年(1949)に開業されました。本館は、堺市大浜にあった公衆浴場施設「潮湯」の別館として大正2年(1913)南天苑



南天苑 外観

に建てられたものを昭和10年頃に当地に移築したということです。設計は、東京駅舎や日本銀行本店等の設計で有名な辰野金吾氏の辰野・片岡建築事務所であるそうです。

最近、南天苑が新聞紙上で有名になったのが、当館に「露店風呂付離れ屋」を改築するためにクラウドファンディングを先駆的に導入し、成功したことです。(p13 参照)

大阪府登録文化財所有者の会

会長 別所俊顕 挨拶

開会にあたり、一言御挨拶をさせていただきます。前畑会長の後を受けまして、会長に就任いたしました別所でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は午前中雨で心配いたしましたけれども、皆様のご精進のおかげで晴れまして良い見学会ができたと思います。河内長野市という所は私の住んでいる大阪市からしますと非常に遠く感じますけれども、南朝の楠正成のロマンあふれる歴史的な土地でもございます。そこで総会が開催できることは非常にうれしい限りでございます。また本日の総会には大阪府教育庁から地村様、地元河内長野市の教育委員会からは和田様をはじめご来賓の方、遠く愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会の会長の長谷川様もご参加いただきましてありがとうございます。本日、いつも通りの議題でございますが、どうぞよろしくご審議のほどお願ひ申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

大阪府教育庁文化財保護課

課長補佐 地村邦夫氏 挨拶

みなさん、こんにちは。大阪府教育庁の地村です。私は、文化財保護課で主に建造物を担当しておりましたが、今年度より課長補佐として課の全体の業務を統括する立場に変わりました。

登録文化財制度が始まってから約 20 年経つわけですが、登録文化財の数は全国で 1 万件を超えました。この 6 月 1 日現在で 10516 件まで増えております。都道府県別に見ると、一番多いのが兵庫県で 628 件ございます。その次が大阪府で 614 件。その次は長野県で 492 件、京都府の 485 件、そして愛知県の 454 件と続きます。登録文化財制度に熱心に取り組んでいる都道府県は、かなりの登録数を積み重ねておりますが、大阪府もその中にあって、全国的に見ても登録数が非常に多い状態を維持しております。今後

も登録文化財を増やしていく取り組みを継続していきたいと考えています。

登録文化財制度につきましては、今後、地域活性化の核になると言われております。国の施策として、「地域の活性化」が謳われるようになって 3~4 年がたちますが、大阪府登録文化財所有者の会も公益社団法人大阪府建築士会とともに文化庁の「文化遺産をいかした地域活性化事業」に取り組み、ヘリテージマネージャーの育成を進められております。また地域活性化の施策としては「日本遺産」制度があり、各自治体において地方の魅力を世界に発信し、活性化していくという取り組みが現在進められています。こうした動きの中で、まちの魅力を伝える登録文化財建造物がますます重要になるとともに、これをいかに保存し、活用していくかが問われているという状況でございます。その意味でも登録文化財所有者の会が所有者を結びつけ、所有者の抱える様々な悩みや問題を含めた情報を共有する場になるとともに、文化財活用の拠点として機能・発展していく事を切に願っている次第でございます。

今回は第 12 回総会ということで、干支でございますと一巡したという事になります。今後とも大阪府登録文化財所有者の会の活動が盛んになることをお祈り申し上げて、ご挨拶とさせていただきますたく存じ上げます。本日の総会、誠にありがとうございます。ありがとうございました。



河内長野教育委員会

教育長 和田栄氏 挨拶

皆さまこんにちは。ご紹介いただきました河内長野市教育委員会の和田でございます。本日は市長は河内長野市選挙の為欠席させていただきました、かわりに私が寄せていただきました。本日は12万人の河内長野市民が誇りに思っている南天苑、という非常に大切な会場で登録文化財所有者の会の総会が開催され誠にありがとうございます。

ご存知とは思いますが、大阪府の地村様よりもご紹介いただきましたが、河内長野市の国宝と重要文化財この二つを合わせますと、日本で14番目となり、非常に数多くの文化財がございます。建造物も所有の方々にお世話かけながら非常に大切に守っておられます。皆様方も十分感じていらっしゃるように、市の方も非常に財政が苦しいなかで、国民にも、市民にもこれからの子供たちにとって大切にしてほしいといけな文化財をどのように守っていくのかという非常に頭の痛い部分がございます。実は大阪府で初めてですが、歴史文化基本構想を昨年立案しました。それをもとに今、活性化の保存活用計画というのを計画し、作成しております。今年には日本遺産の方に河内長野の非常に重要なフィールドを点ではなく面として様々なかたちで活用できないかという事で挑戦

いたしましたけれども、残念ながら本市はもう少し不足しているとのことでした。これから再挑戦していくと思います。このような文化遺産の大事さというものが、お金が無くなれば「文化遺産はもう」というようなことでは困りますので、後世に続く子供達にもきちっと大事さを伝えるために、6年前に「河内長野の文化財の為のふるさと学」という本をつくりました。この

本の中には、楠正成とか弘法大師とか南天苑といった普通の社会科の授業では習わないことを記しました。校長先生から小学校5年生、6年生、中学1年生の3学年で18時間の時間をもらい、学校の先生方が教えるという「ふるさと学」すすめてまいりました。これが非常に結果としてすばらしいものが子供たちにてでおり、子供たちの作文の中で、「河内長野にこんなすばらしいものがあり、それが誇りだ」といった内容が数多くみられ、郷土愛を持った子供たちが育っています。皆様方が文化財の所有者という事で、色々な活用を図っておられることを引き継いで、教育委員会の仕事としましては、次の後世の子供たちにもその思いをきっちり伝えていきたいと思っております。今は、市と個人的な部分での保存活動が多いところですが、私の家も300年ちょっと経つのですが、楠一族の流れをくむものであり、それで保有することが大変ということを感じております。そういう部分では、私の家は登録されておりませんが、思いは一つという感じはします。是非所有者の会で行政も動かし、やはり国民が日本の文化の大事さを感じ続けるような活動をしていただければお願い申し上げて、挨拶に変えさせていただきます。本日はおめでとうございます。



平成 28 年度 大阪府登録文化財所有者の会 第 12 回 総会 議決事項

議案 1 号 平成 27 年度 事業経過報告

1、総会及び運営委員会の開催

(1) 第 11 回 総会

6 月 7 日 (日) さかい利晶の杜

第 1 部 視察会 (参加者 38 名)

- ・南海電鉄 浜寺公園駅 (登録有形文化財)
- ・近江岸邸 (登録有形文化財)
- ・さかい利晶の杜

第 2 部 通常総会 (参加者 35 名)

(来賓) 堺市 副市長 狭間恵美子氏

大阪府教育委員会 文化財保護課

課長補佐 森屋直樹氏

議案 1～8 号

討議会: 登録文化財建造物の活用と保存の問題点について

第 3 部 懇親会: さかい利晶の杜 梅の花

(会費:5000 円)

(2) 運営委員会 (8 回開催)

7 月 5 日、8 月 29 日、9 月 13 日、10 月 25 日、12 月 20 日、2 月 14 日、4 月 16 日、5 月 14 日

2、大阪府ヘリテージマネージャー育成講座等の開催

(1) 公益社団法人大阪府建築士会主催で大阪府ヘリテージマネージャー育成講座が 10 回開催され、当会からも講師および受講生としても参加した。また、登録文化財 12 か所で公開事業として講習会等を行った。又、広報活動として「住吉の蔵」が作成された。

(2) 「貝塚市における長屋再生とまちづくり」

(4 月 3 日登録文化財の視察と意見交換会)

3、文化団体等との交流・支援

「愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会」主催の研究会での交流

第 3 回 座学「登文会のネットワーク形成にむけて」で畑田名誉会長が「大阪登文会」の活動状況について報告、座談会のパネラーとして参

加した。(12/15、愛知県立大学)

4、小冊子「大阪府の登録文化財 (2012 年版)」頒布

- ・上記小冊子の頒布を行った。

5、会報の発行

- ・会報「大阪登文会だより第 11 号」の発行

6、ホームページの充実と更新

7、その他

議案 2 号 平成 27 年度 決算 別紙

議案 3 号 平成 27 年度 決算 監査報告 別紙

議案 4 号 平成 28 年度 事業計画

I 重点課題

大阪府建築士会主催の文化庁補助事業 (H28 年度) について

- (1) 大阪府ヘリテージマネージャー育成事業 (事業費 2,085,600 円)
- (2) 文化財 MAP 作成事業 (事業費 792,000 円)
- (3) 古民家での「文楽」観賞 (事業費 446,600 円)
- (4) 大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査 (事業費 1,018,800 円)

II 通常課題

1. 年間の事業計画や事業報告を行うために、総会を年 1 回開催する。
総会及び運営委員会の開催
2. 文化財に係わる講演会、フォーラム、シンポジウムを適宜開催して、登録文化財への

市民の関心を高め、知識の普及に努めるとともに、交流を図る。

- (1) 講演会等の開催（それぞれの登録文化財での行事との協力・支援）

登録文化財の活用や相続に関することについて

- (2) 「大阪府の登録文化財 2012 年版」の頒布

3. 会員の所有する登録文化財に係わる情報交換や活動を支援する。

- (1) 登録文化財で開催されるイベント等を登文会のホームページに掲載する。

- (2) フェースブックを活用する。

4. 会報の発行を行う。

5. 会員相互および文化財所有者等との交流会や親睦会を行う。

6. 会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 他県の登録有形文化財所有者の団体との交流

京都府国登録文化財所有者の会

(H19.4.22 設立)

秋田県登録文化財所有者の会

(H21.12.6 設立)

愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会

(H23.6.26 設立)

東京都登録有形文化財建造物所有者の会

(H23.12 設立)

和歌山県登録有形文化財所有者の会

(H25.3.23 設立)

- (2) 建築士会等との交流

- (3) 「大阪府登録文化財所有者の会」のロゴマークの作成

議案 5号 平成 28 年度 予算 別紙

議案 6号 平成 28 年度 役員の変更

監査 地村邦夫 大阪府文化財保護課 退任

監査 神谷悠実 大阪府文化財保護課 新任

※大阪府教育庁 文化財保護課の地村邦夫氏が
監査を退任し、同課の神谷悠実氏が就任する。

議案 2号(H27年度決算)及び5号(平成28年度予算)

別紙
(単位:円)

収入

項目	内容	H27 予算	H27 決算	備考	H28 予算	内容
前期繰越金		458,661	458,661		531,594	
会費	2000円*150口	300,000	282,000		300,000	2000円*150口
懇親会	6000円*30人	180,000	129,920		180,000	6000円*30人
視察会		10,000	0		10,000	500円*20人、資料代
講演会		10,000	0		10,000	500円*20人、資料代
事業費		100,000	52,412		40,000	冊子100冊@400円
雑収入		100	5,506	金利等	100	
当期収入		600,100	469,838		540,100	
収入合計		1,058,761	928,499		1,071,694	

支出

項目	内容	H27 予算	H27 決算	備考	H28 予算	内容
総会開催費		50,000	10,076		20,000	貸室料、お茶代等
懇親会		180,000	133,810	総会懇親会	180,000	総会懇親会30人
視察会		50,000	0		50,000	
講演会		50,000	0		50,000	
事業費		200,000	0		200,000	
関係団体経費		10,000	3,000	他団体会費等	10,000	
HP関係費		20,000	13,300		20,000	
印刷・通信費		50,000	201,107	年報印刷 No10, No11	70,000	
事務費		20,000	29,976		20,000	
雑支出		0	5,636		50,000	ロゴマーク作成費等
予備費		10,000	0		10,000	
当期支出		640,000	396,905		680,000	
次期繰越金		418,761	531,594		391,694	
支出合計		1,058,761	928,499		1,071,694	

議案 3号 平成27年度 決算監査報告

平成27年度の「大阪府登録文化財所有者の会」の収支決算について、関係書類を審査した結果、

収入、支出とも適正かつ正確に処理されていることを認めます。

監査 小谷 寛 印 地村 邦夫 印

河内長野市の文化財と植物性修復資材

尾谷 雅彦（元河内長野市文化財担当職員）

河内長野市は大阪府の東南部に位置し、現在、大阪なんばから電車で30分弱の距離であることから郊外型の住宅都市として発展してきた。市域は南を和歌山県、東を奈良県に境を接する。府県境を走る金剛葛城山系とそれから伸びる丘陵が市域の七十パーセントを占め、自然環境が豊かなまちである。

歴史的には、京・堺と高野山を結ぶ高野街道をはじめ、古代より交通の要衝に位置するため、仏教文化や庶民文化が栄え多くの文化財が残されている。これらのうち文化財保護法によって国宝6件・重要文化財79件・重要無形文化財1件・史跡3件、登録文化財8件が指定、登録されている。さらに大阪府指定文化財21件、河内長野市指定文化財63件などを含め193件を数え、全国市町村の中でも有数の保有件数を誇る。

このうち文化財建造物は、国宝重要文化財で構成される観心寺・金剛寺などの寺院建築群、長野神社・烏帽子形八幡神社などの神社建築群、左近家や山本家に代表される民家建築まで分布している。その他大阪府指定文化財、河内長野市指定文化財、登録文化財などを含めて建造物は58棟である。これらのうち34棟の屋根が檜



河内長野市檜皮採取

皮や茅などの植物性屋根材で葺かれている。

このような、数多くの文化財を有する河内長

野市は、その維持継承のため、毎年複数の文化財の保存修理を進めている。特に、建造物は毎年のように半解体修理、部分修理、小修理、屋根葺き替えを実施しているが、全国的に不足している植物性屋根材の確保が問題となった。そこで、市内にあるカヤ場や檜林の活用が課題となり、市ではこの植物性屋根材の自生地育成活用を行い、文化財修理の地産地消を目論んだ。

市教育委員会は平成12年度新たに制定した河内長野市文化財保護条例の中で、この資材の確保を念頭に「指定文化財の保存修理に欠くことのできない植物の自生地若しくは栽培地又は鉱物の産出地を河内長野市文化財選定保存地域に選定できる。」とした。そして、「その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。」とした。そして、茅採取地の岩湧山茅場、檜皮を採取する金剛寺境内林・観心寺境内林・千石谷市有林を選定保存地域として選定している。岩湧山頂の茅場はキトラ山とよばれ、山麓の滝畑地区の入会地で区有財産となっている。江戸時代には、草場として記され、寺院の屋根葺き材に使用されたことが記録に残っている。近代には滝畑地区の民家の屋根葺き用の茅として、毎年、地区の人が入札して自身が刈り取りとっていた。刈り取られた後は、地区総出で火入れをしていた。それが戦後の茅葺民家の減少で地域の需要が減り、地区による刈り取り火入れも困難となった。そのような中で昭和60年に当時の（社法）全国社寺屋根工事技術保存会が国庫補助事業として茅倉庫を建設した。

地区は、刈り取り・集積を森林組合に委嘱したが、賃金や諸経費の上昇などにより茅単価が合わなくなり平成10年になると刈取りが行われなくなった。その後、3年間放置され、茅場には雑木が繁殖するなどして荒れた状態となった。この状況を憂いた地区自治会役員らが話し合い、地区の伝統を復活させようと平成13年に茅場の復活のために雑木を刈るなどして3月

に再び火入れを行ったが、平成 19 年度に再び、地元の滝畑地区の経済的、人的な要因から中止となった。しかし、茅場は、滝畑地区だけでなく、すでに市の観光、森林、環境資源として公に活用されており、市にとって重要な地域資産となっていた。このことから、平成 21 年度から茅場の刈取りや山焼きなどによる保全に対し、市行政も教育委員会だけでなく農林、観光、環境関係部局が積極的に支援することになった。そして、現在は、市と滝畑地区とが協定し、刈り取った茅の所有権は市に帰属し、必要であれば（公財）全国社寺等屋根工事技術保存会に販売するシステムとなっている。これにより茅の採取量、使用量、使用先（文化財建造物）等を把握し管理している。

椴皮採取では、金剛寺境内林は約 2500 本の採取立木があり、市内で最も安定して量も多く毎年定期的な採取が行われている。観心寺の境内林では約 400 本の採取立木があり、平成 14 年度の重要文化財鎮守社訶梨帝母天堂の葺替理用の採取以降、8 年間隔で採取されている。

このように社寺の建造物、特に指定文化財の屋根葺き替えが実施された時に、境内林から採取したものを使用し、それ以外の時は他の文化財建造物屋根葺き替えに使用されている。一方、千石谷市有林は平成 21 年度から（公財）全国社寺等屋根工事技術保存会の国庫補助事業による採取研修事業として毎年荒皮（最初に剥がされる椴皮）の採取が実施されている。採取立木は毎年 150 本から 200 本程度で、あと二回程度の採取で黒皮（80 年以上の椴から椴皮を最初に採取したのが荒皮、その後同じ椴から 10 年以上経って採取された上質な皮、取引価格は荒皮の 2 倍以上）採取のサイクルにはいることができる。

このように、河内長野市には豊富な文化遺産があり、それを修復するための植物性資材がある。これを有機的に結びつけ、文化遺産の保存と活用をこれからも積極的に進めていかなければならない。



岩湧山 山カヤ焼き風景

登録文化財の活用手法について「西條合資会社旧店舗・蔵」

窪添正昭建築設計事務所 所長 窪添 正昭

【沿革と概要】

西條合資会社のある河内長野市長野町(旧長野村)は、東高野街道と西高野街道が合流する交通上の要衝であり、古くから町場として発展してきました。その中心である長野峠付近から石川(旧西篠川)までの旧街道に沿った一帯は、今でもまだ比較的町並がよく残っています。

西篠蔵の創業は享保年間で、当初は菜種油を主とした油屋を営んでいたところ、六代目より酒造業を始めたといわれています。現在は古来金剛寺で醸造された「天野酒」を中心に醸造を展開されています。

旧街道をはきんで北側に店舗や酒造場などが建ち、反対の南側には国登録文化財の「サカミセ」と呼ばれていた町家の旧店舗と土蔵が建っています。また他に精米所や倉庫なども建ち並んでいます。



旧街道の左側が旧店舗、右側が酒蔵

国登録有形文化財の旧店舗は、街路に北面して建つ桁行10間半梁間3間半、つし2階建の町屋です。入母屋造の棧瓦葺で、北と東には庇がついています。東半をミセドマ、西半を居室とし、南に吹抜の土間と座敷が突出した間取りです。正面外観は1階西寄りを出格子とし、塗籠の2階には虫籠窓を開き、出桁造となっています。建築年代は不明ですが、おそらく明治初期以前と思われます。長らく空家となっており、一部が倉庫として使用されている状況です。

【所有者の思い】

登録文化財の旧店舗の所有者である西條合資

会社十代目蔵主の西條陽三さんは、現在空家となっている旧店舗を、下記の方針のもとに修復して活用させようとお考えです。

- ・建物を次の世代以降も永く存続させたい。
- ・この場所をまちづくりの拠点にしたい。
- ・入居テナントもまちづくりに参画して欲しい。
- ・建物を再生するための修復費用は負担するが、活用のための事業からは一歩引いておきたい。

【これまでの経緯】

蔵主の西條陽三さんは、上記の思いだけでなく、実際にまちの活性化のためにこれまで多年にわたってご尽力されてきました。それが今では六月の螢の宴、十月の奥河内コレクション、十一月の近隣住民による杉玉作りなどのかたちで実り、長野町のみならず、河内長野市の今後のまちづくりにとって大きな駆動力になりつつあります。



奥河内コレクションの開催風景

またその動きに合わせるように、行政側でも「高野街道にぎわい・まち並み再生プラン」による石畳風舗装や電柱地中化などの景観整備、「奥河内構想」や「歴史文化基本構想」の策定などを進めてきており、より多角的な取り組みが少しずつ可能になりつつあります。



景観整備された酒蔵通りの夜景

その効果で近年ではサイクリストの増加も顕著になりました。しかし一方でそれらの人々が滞留し、楽しむ場所が少ないままで、一層まちの拠点作りの必要性が増えています。



増加したサイクリング客

【保存活用の課題】

文化的価値のある建物を修復して保存活用することは有意義なことですが、しかしそこに至るにはいくつもの困難な課題があります。



経年劣化によって損傷した外観

例えば、まず長年空家のままだったため建物の損傷が大きく、建物の修復改修だけでも多額の工事費が必要となることが挙げられます。

また躯体の安全性や耐震性能などを正確に評価し、必要に応じて構造の補強策や躯体の保全策を講じなければならなくて、これにも時間と費用がかかってしまいます。



雨漏りによる損傷と耐震性の不足

そして不特定多数の人が利用する場所とするならば、建築基準法や消防法などの関連法規との整合性を整理しておく必要があります。これについてはそもそも関連法令が文化財活用のような事例を想定していなかったこともあり、簡単なことではありません。

加えて活用の際しての事業主体となるテナントの選定は、その成否が建物やまちの将来まで左右するだけに、とても難しいと言えます。

【保存活用に向けて】

実際に保存活用の計画を動かして行くために、永らく河内長野市の文化財行政を牽引して来られた尾谷雅彦さんが、計画の進展のために大阪府ヘリテージマネージャーへのお声掛けで有志を集められ、私も建築の設計者として参画することになりました。

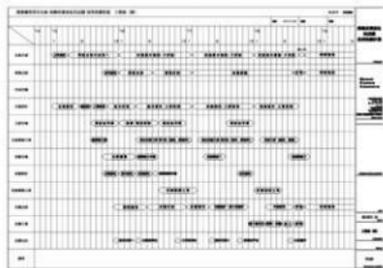
そこで計画を進めるにあたり、いきなり建築の設計を始めることはせず、初めに下記のような方針をたて、まずはそれに拠った体制づくりへの協力などから取組むことにしました。

- ・これまでのまちおこし活動や市の整備事業な

どの成果を、他で得難い資産として活用し、その関係者各位との連携を大切にします。

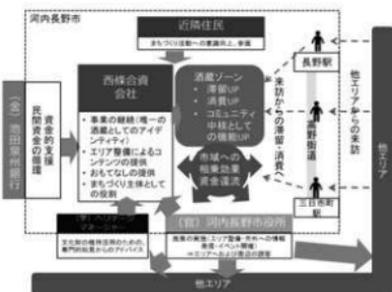
- ・計画の策定や実施に十分な時間をかけ、状況に応じた修正も見込んだスケジュールとする。

協体制作りのための工程検計例



- ・さまざまな手法や制度に関する情報を積極的に入手し、その可能性を検討していく。
- ・歴史的建築物が地域で重要な役割を果たすことを改めて確認し、まちづくりの中で保存活用の計画を進める。

地域のなかでの体制イメージ



上記の方針をもとに、創設三百年を迎える再来年には、ここがイベント時だけでなく、常に人が集い、まちの活性化につながる場所に生まれ変わる事を目標に、動き出しています。

【保存改修の実施方針】

今年度から建物の修復工事に着手する予定で、現在はその準備と設計を進めています。修復にあたっていくつか方針を定めました。

・歴史的な経緯と意匠を尊重して計画し、伝統工法を重視して採用する。

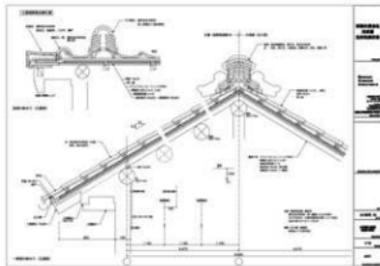
・基本性能を確保しつつ、維持管理の容易さや将来対応の許容範囲を広く確保しておくなどで、それに従って設計をおこないます。

実際の施工は奥河内で文化財の工事に携わっている熟練の棟梁や、伝統工法への意識が高い職人さんたちに依頼する予定です。それは今回の工事だけでなく、今後も河内長野にある歴史的な建築の修復を担っていく、職人集団が育つことを期待してのことです。

また構造関係については、関西大学建築保存工学研究室の西澤先生に、現状の耐震性能の調査や、構造補強計画の策定などを依頼し、協力頂いています。

しかし、それらと同時に工事費用も可能な限り抑制する必要があるため、工法や仕様についての様々なコストスタディを繰り返し、より最適な計画案の作成を目指しています。

瓦屋根の修復工法の検計例



【おわりに】

登録有形文化財を修復し、保存活用して行く事は、単に今の時代の要請に応えるだけではなく、先代から引き継がれてきた有形無形の文化を次代に受け渡して行くための、責任の重い仕事だと考えています。それだけに古今に連なる様々な技や知恵に対して、謙虚でありつつ挑んでいこう、との想いでいます。

(窪添正昭建築設計事務所)

南天苑本館のクラウド・ファンディング導入事例

(天見温泉・南天苑ファンド「文化財を後世に伝え、さらなる発展を目指すファンド」)

株式会社 南天苑 代表取締役 山崎 一弘

■はじめに

天見温泉・南天苑（あまみおんせん・なんてんえん）は、大阪府河内長野市にある温泉旅館です。金剛葛城山系の豊かな自然の中に、東京駅や日本銀行本店など明治大正時代の代表的な歴史的建造物を設計した辰野金吾氏が手掛けた数少ない和風建築を今に伝えています。2003年に国の有形文化財に登録されました。



当館は、2014年7月よりミュージックセキュリティーズ株式会社と連携し、クラウド・ファンディング手法を用いて離れ家を露天風呂付き客室に改装する費用1,500万円を募集致しましたところ、翌2015年6月に満額の資金調達を達成。2015年7月より離れ家改装工事を着工し、同年11月にリニューアル完成しました。現在は、投資頂いた投資家の皆様に配当還元を果たすべくファンドの運用を行っているところです。

本稿では、築創建100年超の文化財を維持しつつ、さらなる発展を目指す計画と、文化的資産維持の実情とクラウド・ファンディング導入に至る経緯、その計画について紹介いたします。

■あまみ温泉 南天苑の概要

当館の立地は大阪府河内長野市天見、大阪府下では東側南部に位置し、南は和歌山県橋本市と隣接しています。東には中世南北朝時代に楠木正成が活躍した金剛山がそびえ、南北を走る国道371号線は、旧高野街道とも呼ばれ、さらに南下すれば、開創1200年を超える世界遺産・高野山に至ります。この高野街道筋に、南北朝時代に開湯の伝承を持つ温泉の里。山林と、のどかな里山風景広がる豊かな自然を借景に3000坪の日本庭園を設け、温泉と四季の日本料理が楽しめる温泉旅館として昭和24年より開業し現在に至っています。



● 辰野金吾氏



● 堺大濱潮湯本館【中央】と潮湯家族湯

■文化財としての南天苑

当館の特色の一つとして、現在、南天苑として営業する本館の建築が、先に述べたように近代日本の代表的な西洋建築を手掛けた辰野金吾氏であるということが挙げられます。

南天苑本館の前身は、大阪府堺市大浜に大正二年（1913）創建された“潮湯（しおゆ）”という公衆浴場施設の別館（家族湯※画像右建物）として建てられたものです。前年建てられたハーフチェンバー様式の潮湯本館に隣接して建てられました。

ところが、昭和9年（1934）の室戸台風で浸水し、翌昭和10年（1935）に木造である和風建築の当館だけが、阪堺軌道のちの南海電鉄によってここ河内長野市天見に移築されました。太平洋戦争が始まって閉館を余儀なくされましたが、戦後、空白の期間を経て、昭和24年（1949）に私どもがその後を引き継ぎ、温泉旅館として再開し今日に至っています。ちなみに、堺市大浜にある潮湯本館は太平洋戦争時の空襲で焼失し、たまたま戦争前に理由あって移築した当館だけが残ったという数奇な歴史を辿った建物でもあります。

平成14年（2002）、柴田正己氏を代表とする明治建築研究会が、南天苑本館を調査。次いで、移築当時の資料が、南海電鉄資料室から発見され、南天苑本館が潮湯別館移築建物であることが明らかになり、辰野金吾氏率いる辰野片岡設計事務所が関わる建築に間違いのないことが証明されました。そして、昭和初期の建築様式を偲ばせる貴重な建物であるとして平成15年（2003）には国の有形文化財として登録されました。明治、大正、昭和初期に辰野氏が手がけた西洋建築は比較的多数現存していますが、和風建築は珍しく、国内では奈良県奈良市の奈良ホテル、佐賀県武雄市の武雄温泉、そして大阪府河内長野市の南天苑の三件だけが現存しています。

■文化財維持の問題点

登録有形文化財に登録された南天苑本館は、移築前の堺市大濱で竣工以来、通算して100年を

超え、ここ天見の地に移築後も今年でちょうど 80 年目を迎えました。恵まれた自然環境の中に文化的歴史的建築物。これは誰もが考える絶好の商業上メリットですが、そのメリットはそのままデメリットの側面を併せ持ちます。すなわち、その維持保全については莫大な典型的費用と建物への強い保存意思と努力が必要になってまいります。

過去に大屋根の瓦の葺替え工事が行われましたが、野地板の張替え瓦葺、銅板の庇、雨樋まで含めば約一億円の設備投資となりました。この借入の返済に長い年月を費やすとなれば、その間、新たな投資はできず、そのほかの部分がかた老朽化するという維持保全のために莫大な投資を費やす繰り返しという様な循環となりました。

屋根の修理や建物自体の保全への投資は、直接、集客増に結びつくものではなく、修理によって雨漏りがなくなるという、宿泊施設としてもっとも基本的で消極的な効果しかもたらしません。

施設の老朽化以外にも、時代による“顧客満足の変化”という課題にも対応しなければなりません。いまや宿泊施設といえば、トイレや洗面所などが各個室に完備というのはあたりまえですが、元が大正時代の建物ですから、客室にそういった設備が整っているわけではなく、時代のニーズに合わせて新たに敷設していかなければなりません。これにもまた大きなコストがかかります。壁や廊下などパブリックスペースの維持保全も同じです。すべて順を追って大きな資金を調達し、その返済にはまた長い年月を要しました。この循環のままでは加速的に新しくなっていく時代の要求と変化する経営環境に応じきれません。

文化財、歴史的建造物の弱点として、

- 1、修復と修繕、保守保全、すなわち維持だけで銀行からの多額の資金を費やす。
- 2、次なる集客のための投資に至るまで、気の遠くなるような時間や年月がかかる。
- 3、時代のニーズ、顧客の生活スタイルの変化や要望に応じきれない。

これらの問題が常に経営上のハンデとなって重くのしかかっていました。

従来、これら施設の維持保全にかかる資金は自己資金または銀行融資に頼るものでしたが、自己資金には限界があり。また銀行融資では維持保全のための資金調達だけで5年から10年の返済期間が必要となり、その間よほどの経営環境の好循環がないかぎり新たな投資を行えません。

そもそも効率優先の銀行融資という資金調達方法は、本来、文化財保存という非効率的、非生産的な投資には向いておらず、むしろ取り壊して更地にし、マンションに建て替える方が、余程効率が良いということが往々にして起こり得ます。これは文化財所有者にとっては懊悩する課題であると思います。

そこで着目したのがクラウド・ファンディングという方法です。「古いものを残そう...」「伝統ある産業、産物、商品、建築、日本の文化を守ろう...」という共通の価値観を持った方々に多

く集まっていただき。投資還元式の投資をいただければ、文化財維持保存と時代のニーズに即応した、さらなる発展への可能性という道が開けるのではないかと考えたのです。

またさらに、文化財維持だけに限らず、伝統技術の継承などにも応用でき、日本文化を後世に残してゆく共通の価値観や意識を持った方々の輪が広がり、さまざまなプロジェクトを成し遂げる可能性があるのではないかと考えたのがクラウド・ファンディング導入のきっかけです。

“ミュージックセキュリティーズ社とご縁は、大阪府の「クラウド・ファンディング活用サポート事業」の一貫でクラウド・ファンディングの仕組みを説明されていたことがきっかけです。大阪府のウェブサイトには、クラウド・ファンディングの特長として、【融資が難しかったプロジェクト】<資金回収までに長期間かかる商品>という項目がありますが、まさに建物の維持保全に長期間の労力を費やす当館には有効ではないかと考えました。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/crowdfunding/index.html>)

■南天苑ファンド露天風呂付離れ家<清流亭>計画

今回のファンドによる計画は、文化遺産である南天苑本館ではなく、昭和 30 年代に建てられた築 50 年の離れ屋敷 112 平米です。この既存の離れ家は宴会場に利用していましたが昨今の実稼働は、ほとんど休閑資産ともいえるものでしたので、今後の有効利用を考えていました。ここをクラウドファンドで資金募集をして改装し、一客一亭・個室露天風呂付きプレミアム客室にしようという計画です。

計画の理由として

- ① 2011 年に本館・廊下壁天井工事を終えていること、
- ② 集客の積極策としての露天風呂を敷設したかったこと、
- ③ インターネット・スマホ検索が宿選びの中心となった今、“貸切露天風呂”“離れ家”という



キーワードは効果的であること、の3点が挙げられます。

老朽化した本館の維持保全に追われ、集客のための積極的投資ができないことは前述したとおりです。もうひとつは当館を利用いただくお客様から“露天風呂があれば…”という要望が多かったことも最大の理由です。

■文化財を後世に伝え、さらなる発展を目指すファンド

今まで当館でできなかった、これから将来的に発展的可能性があり、しかも投資家にとっても配当魅力の見込めるプロジェクトに対して、調達した資金を役立てたいというのが今回の方法で



す。あまみ温泉南天苑ファンド”のサブタイトルに「文化財を後世に伝え、さらなる発展を目指すファンド」と付けさせて頂いたのは、文化遺産や、先祖代々の建築や商売を引き継ぐ方で、同じような問題や課題を抱える方の一助にもなればと考えたからです。

前例ない取り組みですが、日本の文化、文化財保護の観点を含め、今後の過程で、さまざまな試行錯誤を重ねながら発展させていきたいと思っています。それには、私どものファンドが成功することが何よりの実績になると思っています。

今後とも、どうぞ、ご支援を賜りますようお願いいたします。

株式会社南天苑

代表取締役 山崎 一弘

(やまさきかずひろ)

昭和 35 年 3 月生まれ。昭和 57 年 3 月 大阪商業大学卒業。

昭和 57 年 4 月大和実業株式会社入社。昭和 63 年 9 月同社退職。

昭和 63 年 10 月株式会社 南天苑入社。平成 6 年 9 月 9 日同社 代表取締役就任。

お客様のお部屋や玄関の迎え花、館内各所に店主自ら庭や野で摘んだ季節の花を生けています。

建物保存と資金調達（クラウドファンディング）

大阪府ヘリテージ・マネージャー 分田 よしこ

歴史的建造物を活用・維持していくには資金が必要となり、所有者の方々も頭を悩ませていらっしゃると思います。それらの助けになるのは、①寄付を募る【例：旧精華小学校（跡地売却プロポーザル応募案を提出するが落選）】②合同会社設立により出資金を募る【例：旧ジョネス邸買取（目標金額に達せず不成立）】③クラウドファンディングを利用等がありますが、ここでは最近建築分野でも利用されつつある③クラウドファンディングをご紹介します。

『クラウドファンディング』とは、「不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語である。一般に製品開発やイベントの開催には多額の資金が必要となるが、クラウドファンディングでは、インターネットを通じて不特定多数の人々に比較的少額の資金提供を呼びかけ、一定額が集まった時点でプロジェクトを実行することで、資金調達のリスクを低減することが可能になる」ものです（出典：wikipedia）。寄付金とは違い実物のリターンを得ることができます。1000円くらいの小額から出資でき、それに対するリターン内容が初めから確定しており、プリペイドカードを購入する感覚で出資ができます。金銭授受のリターンはありませんがリスクの少ない仕組みになっています。

これまではクラウドファンディング運営会社への手数料が資金目標額の20%位だったため、建築物の購入や再生資金が数千から億単位になる物件では、手数料だけでもかなりの額となり、そのため利用することが躊躇されましたが、最近では手数料がぐっと下がった運営会社もあり、利用が増えてくるものと思われます。

広島県尾道市のゲストハウス「みはらし亭」は、「NPO法人 尾道空き家再生プロジェクト」がファンド運営会社「キャンプファイア」を利用して成功させたものです。



広島県尾道市のゲストハウス「みはらし亭」

「NPO法人 尾道空き家再生プロジェクト」はこれまでも数件の空き家再生をされてきましたが、この「みはらし亭」は、これまでよりも規模が大きく、初めてクラウドファンディングを利用することになったそうです。建物の総再生費用は約2400万円で、その内の200万円(NPOメンバーからの個人出資1500万円・尾道市補助金600万円)をクラウドファンディングで賄う予定で、1000円から30万円までの出資金額とそのリターン内容が設定されました。結果、予定の1.5倍にあたる300万円がパトロン（出資者）241名により寄せられ、プロジェクトは成功に終わりました。

このプロジェクトに参加したNPOのメンバーの中には、他の場所で同じ様にクラウドファンディングを利用して建築の再生を試みる方もいらっしゃいます。こういった事例が増えそれに出資する方が増えることを祈りたいです。

「みはらし亭」ファンディングプロジェクト終了後にリターンとして送られてきた招待券と物件案内のパンフレット



小学生 夏休み宿題・自由研究 大作戦

一般社団法人日本能率協会主催で、小学生を対象にした夏休みの宿題・自由研究を行う場の提供を大阪南港のインテックス大阪を会場として行いました。これは、公的機関や民間企業が小学生に対して、宿題や・自由研究の場を提供しようとするものであります。この場の使用は有償ですが、今回は株式会社岡元工業所が、資金提供をしてくださいました。「NPO 阪神文化財建造物研究会」と「大阪府登録文化財所有者の会」とが共同で、文化財に対する知識等を小学生に伝えようしました。

2、日程と場所

日数は、2016年8月4日(木)～6日(土)の3日間、インテックス大阪5号館で展示ブースの大きさは床面積3m×3mで1面は壁、その他3面は、通路という状況でした。

3、取り組み内容

展示内容は、それぞれの団体の取組状況をパネル化することにしましたが、それだけでは、小学生が興味をもって取り組んでくれるとは、思われないので、何か興味をもって作れるもので、宿題として持って帰れるものが良いということで、古建築に携わっている宮



カンナをかける小学生

大工に協力をお願いしたところ、株式会社長井工務店と有限会社播磨社寺工務店が賛同し

ていただきました。その結果、次のような取り組みができました。
1日目は、「NPO 阪神文化財建造物研究会」が指導し、浦邸の模型作り(8セット)を小学生が行いました。2日目は、永井工務店が指導し、木琴づくり(35セット)を小学生が行いました。3日目は、播磨社寺工務店がお箸の製作でカンナの削り方を小

学生に体験してもらいました。また、構造材の仕口の展示や組手パズルを体験も行いました。現在では、ほとんど使われなくなった升や天秤ばかりそれに機械式計算機や計算尺でその使い方を体験してもらいました。

また、懐中電池ができる前、ろうそくの火が常に上を向くように工夫された「がندوق」も展示しました。



天秤ばかりで物をはかる小学生

4、成果と反省点

模型作りは、題材が住宅で複雑なため小学生には、制作困難な面があり、募集人員も8名と少数でした。

木琴づくりは、ノコギリ体験をしてもらい、音感も楽しんでもらいましたが、ノコギリの目の粗さなど小学生が扱いやすい工夫が必要であったと思いました。

箸づくりでは、カンナで削ることに興味を持ってもらえ、100人以上の参加がありました。

昔の生活の知恵では、升(1合、5合、1升)にお米を入れて、量る企画は、子供が興味をもって参加してくれました。また天秤ばかりも興味をもって重さを量っていました。

機械式計算機や計算尺は、親の世代でもわからず、まして、がندوقは、初めて見る人が多かったようです。

NPO 阪神文化財建造物研究会

代表理事 山崎 誠 理事 俵 嘉久
理事 稲毛 政信

大阪府登録文化財所有者の会

名誉会長 畑田耕一 副会長 兒山万珠代
事務局長 寺西興一 事務局次長 青山修司

＜大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査＞

平成 28 年度文化庁の文化芸術振興費補助金が文化遺産を活かした地域活性化事業として、認められ、「大阪府登録文化財所有者の会」の会員を含む府内の登録有形文化財の所有者に対して登録文化財の実態を把握するためにアンケート調査及びヒヤリング調査を行いました。

アンケート調査は、大阪府の登録文化財所有者全員（219 箇所）に対して郵送し、返信してもらうことで行い、所有者のご協力により 147 箇所の回答がありました。

その内容は、(1) 登録文化財の使用（活用）実態、(2) 登録文化財の相続、(3) 登録文化財の改修・耐震改修工事、(4) 登録文化財の維持管理など多岐にわたるものです。

また、アンケート調査の結果の内容を更に深めるために 10 人の方から、ヒヤリング等を行いました。その結果、それぞれの登録文化財を所有者の状況がそれぞれ異なり、問題の解決策も一様でないということが確認されました。

これらアンケート調査の結果については、「大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査報告書」を作成しておりますのでご覧ください。

＜平成 28 年度 新入会員の紹介＞

＜正 会 員＞

- ・ 佃 一輝 登録文化財の名称：佃家 煎茶室
登録文化財の所在地：大阪市中央区大手通 1 丁目 1-1
- ・ きりう不動産信託株式会社、登録文化財の名称：リバーサイドビルディング
登録文化財の所在地：大阪市北区中之島 3 丁目 1 番 8 号

＜特別・協力会員＞

- ・ 塩田 京子 職場：株式会社 電通
- ・ 分田よしこ 職場：STUDIO WAKEDA 南船場 STUDIO、一級建築士、大阪府パティシエ マネージャー

＜あ と が き＞

平成 28 年度総会の報告をさせていただきます。

昨年度は、地域の各登録文化財で数多くの公開事業やイベントに対する文化庁の補助金が認められましたが、今年度は、これらの公開事業等への補助金要望が、ほとんど認められませんでした。

しかし、大阪府登録文化財所有者の会の設立から 10 年が経過し、その間の所有者の変化等の実態を知るための「大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査」が認められ、アンケート調査等を行いました。その中で、私が驚いたことがあります。相続税に対する優遇措置の制度が平成 16 年にでき、登録文化財に対する評価額が、敷地も含めて 3 割減額の制度ができました。固定資産税の 5 割減額は、建物ですが、この相続税は、土地も含んでおり、その敷地ということになっております。登録文化財に関する現行制度では、最大の経済的メリットです。しかし、制度ができて 10 年以上になるのに、このことを知らない所有者が多く、また、その内容も敷地ということではなく、建物の下だけと解釈している方もおられるのです。そのため、折角の制度が活かされていない場合があります。このようなことは、現在活躍している所有者が知っているだけでなく、文化財を相続する次の世代にもきっちり引き継いでおかなければならないのです。このことを通じて、当会の役割すべき役割の重要性を再認識させられました。

(寺西 興一)